

行政改革に関する提言書

令和4年3月

さぬき市行政改革推進委員会

【序 言】

2020年以降、新型コロナウイルス感染症の拡大が進んだことにより、社会全般にわたり大きな打撃を受け、先行き不透明な中、今後とも継続して持続可能な行財政体制の構築を図るためには、引き続き徹底した行政改革の取組が求められています。

さぬき市の財政状況は、令和2年度決算では財政健全化法に規定する健全化判断比率である実質公債比率が、13.2%（前年度比0.5%減）となり、将来負担比率も、△57.7%（前年度比17.5%減）となるなど、行政改革実施計画や財政健全化策等に沿った種々の取組によって一定の成果が現れてきています。一方、経常経費総額は昨年度より減額となっているものの、財政構造の硬直化を示す経常収支比率は92.6%（前年度比3.9%減）と依然として高い水準にあり、極めて厳しい状況に直面していることから、より一層の事務・事業の見直しを行っていく必要があります。

また、令和4年度予算編成方針によれば、歳入面では、人口減少に伴う普通交付税の減少や生産年齢人口の減少に伴う市税の減収等に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う景気の低迷により、一般財源の大幅な減少が避けられない状況にあります。一方、歳出面では、少子高齢化の進行に伴う社会保障関係経費の増加に加えて、防災・減災対策、学校や公民館などの教育施設の整備のほか、更新時期を迎えている公共施設の統廃合や長寿命化対策に要する経費の増大などが予想され、歳出規模の縮減が難しい状況にあります。

地方公共団体においては、人口減少・少子高齢化の進行など社会経済情勢の変化に適切に対応することが求められており、厳しい財政状況下においても、引き続き質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供する必要があります。

この提言書は、令和2年度における「第5次行政改革実施計画（令和元年度～令和4年度）」の進捗結果について検証・評価を行い、今後の行政改革の取組を更に進展させるために議論した意見全般について取りまとめたものです。

今後とも行政改革の更なる推進に向け、厳しい財政状況の中にあっても、「自然豊かでいきいき 笑顔あふれて快適に みんなで暮らす ふるさと さぬき」につながるまちづくりに取り組んでください。

令和4年3月16日

さぬき市行政改革推進委員会

会長 長山 貴之

1 行政改革実施計画（令和2年度）に基づく主な取組について

○ 取組項目「歳入の確保」

・ 具体的取組内容「市税の徴収強化」、「税外収入の徴収の強化」

市税および税外収入における滞納の解消として債権管理室が設置されているが、市民の公平性・公正性の確保と、住民サービスを行うための貴重な歳入確保の観点から、引き続き各債権担当課と連携を強化し、かつ多額の費用を要しない手段による回収率の向上に取り組んでほしい。

また、住宅使用料収納率（滞納分）における指標が2年度間到達されていないことから、当該収納率を上げられるよう取り組んでほしい。

・ 具体的取組内容「広告収入の確保」

「ゴミの分別チラシへの広告の募集」、「ネーミングライツ導入施設の検討実施」については、令和2年度の実績に合わせて、それぞれ市指定ゴミ袋の外袋、野球場バックスクリーン裏面への広告掲載事業者を募集しているという報告があったところである。このように新たな歳入確保策について、あらゆる分野において積極的な検討を行い、財源の確保に取り組んでほしい。

○ 取組項目「施設管理費等の適正化」

・ 具体的取組内容「公共施設マネジメントの推進」

さぬき市では、旧5町で整備された施設などを多く継承しており、それぞれの地域で利用されてきたが、施設によって老朽化が激しいものや、人口構造の変化によるニーズが移り変わり、設置の意義が薄れているものがある。こうしたことから今後、限られた財源の中で、市全域におけるサービス水準の維持と管理運営経費の最小化・効率化のバランスを保っていくためには、施設の長寿命化や整理統合、廃止、譲渡、他用途への転用等も含めて全体的に改善を図っていく必要がある。

公共施設マネジメントは行政にしかできないことであり、引き続き、積極的に施設の適正化を進めてほしい。

○ 取組項目「人材（職員）の育成等」

・ 具体的取組内容「研修制度の充実」

指標である「外部研修参加率」が2年度間到達されていない。職員が外部研修の意義を再確認し、参加しやすいような対策を検討してほしい。

○ 取組項目「市民サービスの向上」

・ 具体的取組内容「子育て支援等の充実」

指標である「家庭児童相談事業相談対応処理実数」の実績数値が計画数値の約2倍となっている。新型コロナウイルス感染症拡大により、外出が制限される中で想定以上の状況や問題が数多く発生したことによるものと思われるが、今後ともコロナ禍における家庭内での問題に対する手厚い支援として継続的な取組を続けてほしい。

また、全体を通して、次期実施計画策定時には以下の点に留意されたい。

○ 取組項目「人件費の削減」

・ 取組項目「定員の適正化」

さぬき市定員適正化計画に対する定員数、人件費が適正内であれば、次の個々のステップとして、職員個々の能力を最大限に引き出し、働き甲斐につながるような評価の在り方を検討してはどうか。また、正規職員と同規模の非正規職員が業務に当たっていることから、今後は非正規職員を含めた全体的な適正管理を検討する必要がある。

○ 取組項目「人材（職員）の育成等」

・ 取組項目「働き方改革の推進」

2021年6月に改正育児・介護休業法が成立し、すべての事業主へ育児休業を取得しやすい雇用環境整備等が義務付けられた。また、2023年4月からは大企業に対する当該取得率公表義務化が始まることから、新たに指標へ「男性職員の育児休暇の取得率」を加えてはどうか。

大企業だけではなく、内閣府人事局では男性国家公務員の育児休暇取得率を以前から公表しており、市でも同様に公表する必要がある。

○ 取組項目「市民サービスの向上」

・ 高齢者に関して

現行の実施計画では、子どもについての取組はあるが、高齢者については触れられていない。高齢者にとっても住み続けたいまちになるような取組を検討してほしい。

○ 全体として

次期実施計画には、未来型の「成長」、「発展」という期待感や広がりがある取組項目がほしい。収入の最大化、支出の削減だけでなく、新たな知恵や発想で新しい価値をつくるということを中長期的に見据え、若者が住みたくなくなるような魅力あるまちづくりをしっかりと考えてほしい。

2 行政改革に関わる取組全般について

(1) 少子高齢化等による深刻な人口減少について

人口減少とそれに伴う経済・産業活動の縮小によって、市の税収入は減少するが、その一方で、高齢化の進行から社会保障費の増加が見込まれており、財政はますます厳しくなるであろう。

さぬき市の人口は合併からの19年間で約9,700人減少している。香川県人口移動調査報告を基に平成28年と令和2年における1月1日現在の推計人口を比較すると、県内で最も減少数が多い。人口減少の要因は少子高齢化、出産期人口に当たる女性の市外への流出など多岐にわたる。それぞれの要因を分析し、対応策を検討する必要がある。

- 出産期人口に当たる女性の市外への流出に対して

多数の若者が進学時に都市圏へ流出し、故郷へ戻ってこないことが直接的に少子化へつながっていると思われる。また、市民からは市内で子どもを安心して遊ばせられる場所がないという声を多く聞く。

このようなことから、子育てしやすいまちづくりを進め、安心して故郷で子育てできるような環境を整備してほしい。

なお、少子化対策としては、男性の家事・育児への参加が不可欠である。子どもがいる夫婦における夫の休日の家事・育児時間が増えると第2子以降の出生率が大幅に増加するといわれていることから、市からも男性の家庭・育児参画を推進する取組を検討してはどうか。

- 知名度向上に向けて

人口減少に対して、移住者を増やすという対策が考えられるが、まずは知ってもらわないと移住へはつながらない。そのため、市の知名度を高める必要がある。

来年度は瀬戸内国際芸術祭が開催され、多くの観光客が香川県に訪れる。さぬき市には有人島がないために会場に該当しないが、芸術祭と連携した取組を行うことは、さぬき市を知ってもらう絶好の機会となるのではないかと。ひいては、それが移住者獲得のきっかけになる可能性もあるため、関係人口の増加につながるような取組を積極的に進めてほしい。

(2) 高齢者等への支援について

2025年問題は以前から叫ばれており、団塊の世代の約800万人全員が後期高齢者になることにより、労働人口の減少、社会保障費の増大、医療・介護分野

の整備等が急務になる問題である。また、同年には、認知症患者が700万人を超えるると予測されている。

中でも、高齢化、認知症発症に伴い介護を必要とする方が、施設でも在宅でも介護サービスを受けられない介護難民が一つの社会問題とされている。そこで、在宅支援を行う有償ボランティアの制度を拡充してはどうか。拡充後の制度としては、支援を行うことによって地域のボランティアへポイントが付与されるものである。将来的に貯めたポイントで自分自身が在宅支援を受けられるようにする。

住民同士で困りごとを解決することにより、高齢者や認知症を患った方でも地域で安心して住み続けられるまちづくりにつながる。

(3) デジタル化へのシフトについて

新型コロナウイルス感染症拡大により、「人と接触を避ける」オンラインでの行政手続きなどが求められている。しかしながら、その前段として、高齢者の中にはそもそもデジタル活用に不安のある方が多い。このため、まずは、デジタル活用に不安のある高齢者等の解消に向けて、サービスの利用方法等を支援する必要があると思われる。

そこで、各自治会規模でのスマホ勉強会を開催してはどうか。現在、市においても大手通信事業者と連携したスマホ体験教室を開催しているが、地域の顔見知りの中で勉強会を行うことは大変有意義である。

また、高齢者以外の世代でもデジタル活用に不安を抱く市民は多い。幅広い年齢の方に向けたデジタルデバイド解消策を検討してほしい。

【総括】

さぬき市の行政改革に関して、さまざまな議論を行った結果、今回は以上のとおり、行政改革実施計画に基づく主な取組及び、行政改革に関わる取組全般について提言を行ったところである。

特に、行政改革に関わる取組全般としては、次のとおり具体的な提案をした次第である。

① 深刻な人口減少について

人口減少の要因は多岐にわたるが、出産期人口に当たる女性の市外への流出に対して、故郷で安心して子育てできるような環境を整備すること。

人口減少対策として、移住者を増やすために知名度を高める必要がある。瀬

戸内国際芸術祭と連携した取組を行い、関係人口を増やすこと。

② 高齢者等への支援について

2025年問題による介護難民が問題視されているが、現行の在宅支援を行っている有償ボランティアの制度を拡充すること。

③ デジタル化へのシフトについて

各自治会規模でスマホ勉強会を開催するなど、幅広い年齢の方に向けたデジタルデバイス解消策を検討すること。

また、市においては、次期行政改革実施計画を策定する際には、本提言の内容を可能な範囲で反映し、全庁一丸となって計画に沿った各取組を着実に実行してほしい。また、実施計画の進捗状況についても分かりやすい形で公表し、市民の理解と協力が得られるように努めてほしい。

資 料

さぬき市行政改革推進委員会会議経過
さぬき市行政改革推進委員会委員名簿
さぬき市行政改革推進委員会設置要綱

令和3年度さぬき市行政改革推進委員会会議経過

【第1回会議】 令和3年9月29日(水) 2:00～16:10

市役所本庁舎 302会議室

- 議題 (1) 会議の進め方、スケジュールについて
(2) さぬき市の行財政状況等について
(3) 行政改革実施計画（令和2年度）の進捗状況について

- 資料 1 さぬき市行政改革推進委員会 委員名簿(令和3年度)
2 さぬき市行政改革推進委員会設置要綱
3 さぬき市行政改革実施計画の策定に向けて（参考）
4 行政改革実施計画（令和元年度～令和4年度）
5 さぬき市の行財政状況等
6 さぬき市行政改革実施計画(令和2年度)取組項目進捗状況一覧

【第2回会議】 令和3年12月21日(火)13:00～15:00

市役所本庁舎 第2委員会室

- 議題(1) 前回会議の質問等について
① 市内の出産期人口の推移について
② 県内自治体の社会増減について
③ 将来的な財政指数の目標について
④ 会計年度任用職員について
⑤ 市指定ゴミ袋の外袋への広告掲載について
(2) 意見調書等の集約について

- 資料 1 さぬき市の女性（21歳～45歳）住基人口
2 香川県内8市1町 人口動態（転入、転出、出生、死亡）
3 さぬき市、東かがわ市、三木町の社会・自然増減
4 財政収支見込み（さぬき市財政健全化策から抜粋）
5 意見調書等の集約について
6 委員提出資料（デジタル化へのシフト）

【第3回会議】 令和4年2月8日(火)10:00～11:00

市役所本庁舎 302会議室

- 議題 行政改革に関する提言書について

- 資料 1 行政改革に関する提言書（案）
2 宇多津町の社会・自然増減
3 委員提出資料（香川県：自治体別予測～2045年）

さぬき市行政改革推進委員会 委員名簿（令和3年度）

（順不同・敬称略）

| NO | 役職 | 氏 名 | 区分 |
|----|-----|--------|------|
| 1 | 会長 | 長山 貴之 | 識見者 |
| 2 | 副会長 | 元山 幸恵 | 団体推薦 |
| 3 | | 石田 洋子 | 公募 |
| 4 | | 井出 哲夫 | 団体推薦 |
| 5 | | 越智 隆昭 | 公募 |
| 6 | | 木村 イツ子 | 団体推薦 |
| 7 | | 木村 英司 | 団体推薦 |
| 8 | | 國方 光廣 | 団体推薦 |
| 9 | | 下地 公規 | 公募 |
| 10 | | 高嶋 文夫 | 団体推薦 |
| 11 | | 六車 直美 | 団体推薦 |

さぬき市行政改革推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 さぬき市の基本理念である「自立する都市」の実現を目指し、社会経済情勢の変化と市民ニーズに的確に対応するとともに、地方分権の時代にふさわしい行政システムの確立に向け、広く市民の意見を求めるため、さぬき市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) その他市長が適当と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱日から当該委嘱日の属する年度の次年度の末日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することを妨げない。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(副会長)

第5条 委員会に副会長を置き、会長が委員のうちから指名する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり議事を整理する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則（平成14年訓令第52号）

この要綱は、平成14年10月11日から施行する。

附 則（平成15年訓令第8号）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年訓令第17号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年訓令第1号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年訓令第2号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。